

第 1 調査の目的等

1 目的

本調査は、外国の公的年金（以下「外国年金」という。）ごとの生存していることを証明する手続（以下「生存証明手続」という。）の実態や市区町村における生存証明書の取扱状況等を調査し、日本国内に在住する日本人の外国年金の受給者（以下「外国年金受給者」という。）及び市区町村の負担軽減を図ることを目的として実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

総務省、法務省、外務省、厚生労働省

(2) 関連調査等対象機関

日本年金機構（以下「機構」という。）、市区町村（32）

（注） このほか、25 か国の駐日大使館又は外国年金事務を実施・運営する機関（以下「外国年金運営機関」という。）からも、生存証明手続等を把握した。

[25 か国]

アイルランド、アメリカ、イギリス、インド、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、タイ、チェコ、ドイツ、トルコ、ハンガリー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ベトナム、ベルギー、ポーランド及びルクセンブルク（五十音順）

対象国の選定に当たっては、日本と社会保障協定（以下「協定」という。）を締結（政府間交渉中、予備協議中を含む。締結等の状況は令和 5 年版厚生労働白書による。）し、二国間において年金加入期間の通算¹が可能であることにより外国年金が受給しやすいことを考慮した。このため、協定締結国である場合でも、年金加入期間の通算ができないイタリア、韓国及び中国は除外したが、イギリスは年金加入期間の通算ができないものの、過去に最低加入期間が 1 年間であった時期があり、外国年金受給者が比較的多いとみられたため対象とした。

¹ 両国での年金加入期間を通算して、年金受給に最低必要とされる期間以上であれば、それぞれの国の年金制度の加入期間に応じた年金を、それぞれの国の制度から受給することとなる。

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（関東、中部、近畿）

4 実施時期

令和 6 年 6 月～7 年 7 月

ただし、管区行政評価局による調査（以下「実地調査」という。）に先駆け、令和 6 年 4 月に、実地調査における関連調査等対象機関（市区町村）の選定資料等として活用することを目的として、「外国年金受給に係る生存証明手続に関する基礎調査」（全 1,741 市区町村を対象とした書面での調査。以下「基礎調査」という。）を実施した。